

報道関係者 各位

平成 24 年 3 月 1 日

【照会先】

医薬食品局食品安全部

監視安全課輸入食品安全対策室

室長：道野（内線 2495）

担当：近藤、竹内（内線 2474、4241）

（電話代表） 03(5253)1111

（電話直通） 03(3595)2337

基準審査課新開発食品保健対策室

室長：温泉川（内線 2456）

担当：森川、安藤（内線 2479、4272）

（電話代表） 03(5253)1111

（電話直通） 03(3595)2327

食品衛生法に基づく安全性審査を経ていなかった遺伝子組換え微生物を利用した添加物についての対応（第3報）

- 本日、食品衛生法に基づく安全性審査を経ていなかった遺伝子組換え微生物を利用した添加物「5'-イノシン酸二ナトリウム」と「5'-グアニル酸二ナトリウム」について、食品安全委員会で安全性が確認されたことから、これらの添加物とこれらの添加物を使用して製造された食品の輸入、販売等の自粛を解除したことをお知らせします。

1. 経緯

- 食品安全委員会に平成 23 年 12 月 5 日に食品健康影響評価の諮問を行った、「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条に定める安全性審査を経ていなかった 2 つの未審査遺伝子組換え添加物について、本日、安全性が確認されました。

2. 今後の対応等

- 平成 23 年 12 月 5 日に、これらの添加物を輸入した 10 社（その後の調査で他に 1 社が輸入していることが判明し、計 11 社）に対し、輸入、販売を自粛をするよう指示しました。また、これらの添加物を使用して製造された食品の販売、流通の自粛等については、食品安全委員会の評価結果を踏まえて判断することとしていました。
- 今回安全性が確認されたことから、これらの添加物とこれらの添加物を使用して製造された食品の輸入、販売等の自粛を解除しました。

3. 他の添加物について

- 今回の事例を受けて、関係事業者に調査を行った結果、1 社が輸入している 2 つの添加物（「リボフラビン」及び「キシラナーゼ」）が、未審査遺伝子組換え添加物であることが判明しました（平成 23 年 12 月 22 日）。
 - ① このうち、「リボフラビン」については、平成 24 年 1 月 12 日に食品安全委員会に食品健康影響評価を諮問し、2 月 23 日に安全性を認める評価書案がまとめられ、現在食品安全委員会でパブリックコメントを実施中です。
 - ② 「キシラナーゼ」については、直ちに食品健康影響評価の諮問を行うためのデータの提出がなかったことから、回収を実施しましたが、現在、評価の諮問に向けて準備を進めています。

<参考1> 今回の事例を踏まえ、同様事例の有無について検疫所及び都道府県等を通じた調査結果

調査対象	調査対象数	未審査遺伝子組換え添加物※1を 取り扱っていた業者数
輸入業者	447社	12社(※2)
添加物製造業者	2,044社	81社

※1：5’-イノシン酸二ナトリウム、5’-グアニル酸二ナトリウム及びこれらの混合物(5’-リボヌクレオチド二ナトリウム)、リボフラビン並びにキシラナーゼ。

※2：本調査の過程において、昨年12月22日までに公表済みである11社に加え新たに1社(江崎グリコ株式会社)が確認されたが、本事例は国内で輸出用に製造した5’-リボヌクレオチド二ナトリウムを含む添加物製剤を同社が輸出、返送されたものを同社が再輸入した事例。当該添加物製剤は製造者が国内製造者となるため、当初のChail Jedang社を製造者とする公表に含まれていない。

<参考2> 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成12年厚生省告示第233号)

第3条 厚生労働大臣は、組換えDNA技術を応用した食品又は添加物については、その開発者、その代理人その他適切な資料を提出することができる者から申請があったときは、食品が組換えDNA技術によって得られた生物であり、又は当該生物を含む場合にあっては当該生物の品種ごとに、食品又は添加物が組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された物であり、又は当該物を含む場合にあっては当該生物の品種ごと又は当該食品若しくは添加物の品目ごとにその安全性の審査を行う。

2 前項の審査は、食品安全委員会の意見を聴いて行うものとする。

5 第1項の審査において、食品安全委員会が安全性を確認する必要がないと認めた食品又は添加物は、食品、添加物等の規格基準第1A第2款及び第3款並びにB第6款並びに第2D及びE第3款の適用については、組換えDNA技術を応用した食品又は添加物に該当しないものとみなす。